

南城市公式ツイッター運用ガイドライン

1 目的

ツイッター（Twitter）が有する即時性・拡散性を活かし、災害時の迅速な情報提供や、市の取組みやイベント等の行政情報を発信することにより、市民等のみなさんが本市政を身近に感じてもらうとともに、安心・安全な暮らしに役立てることを目的とします。

2 運営主体

公式ツイッターの運営主体は南城市とし、運用管理・アカウントの管理はまちづくり推進課が行います。

3 アカウント情報

アカウント名：nanjocity

アカウント URL：https://twitter.com/nanjocity

プロフィール名称：南城市

4 ツイート発信

ツイートの発信は、権限を与えられた各主管課(室)長の指示のもと各主管課(室)で行います。

5 ツイート内容

- (1) 南城市の市政情報及びイベント情報
- (2) 防犯・防災に関する情報
- (3) 南城市ホームページに公開された情報
- (4) その他、各主管課長（室長）長が適当と認めるもの

6 リプライ（返信）の扱い

当ページは原則として返信は行いません。ただし、公式ツイッター運用の目的に照らして特にまちづくり推進課長が特に必要と認めるものについては、リプライすることもあります。

また、問合せやご意見等については、本市公式ホームページの「お問合せ」などをご利用頂きますようお願い致します。

7 フォロー及びリツイート（引用）の扱い

当ページは原則として他のユーザーが投稿した内容について、リツイート及びフォローは行いません。ただし、公式ツイッター運用の目的に照らして特にまちづくり推進課長が特

に必要と認めるものについては、フォロー及びリツイートすることもあります。

8 ダイレクトメッセージ (DM) の扱い

原則行いません。

9 南城市ホームページとのリンク

ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として南城市ホームページのみとします。ただし、公式ツイッター運用の目的に照らして特にまちづくり推進課長が特に必要と認めるものは、この限りではありません。

10 運用時間

原則として、開庁時間内において不定期に更新します。ただし、災害等、緊急を要する場合においてはこの限りではありません。

11 知的財産権

(1) 公式ツイッターに掲載している情報（文章，写真，イラストなど）に関する知的財産権（商標権，著作権等の全ての権利）は，南城市又は南城市以外の原作者に帰属します。

(2) 公式ツイッターの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

12 免責事項

(1) 利用者が使用するブラウザの種類など、閲覧環境に起因する支障や、ツイッターその他ウェブサービスに起因するサービスの停止、不具合等については、市は一切責任を負いません。

(2) ツイッターに掲載している情報の正確さには万全を期していますが、利用者がツイッターの情報をを用いて行う一切の行為及びツイッターを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。

(3) ツイッターから南城市以外の第三者が管理しているサイトにリンクを設定している場合、そのサイトを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切責任を負いません。

(4) 市は予告なしにツイッターの内容、アカウント及びガイドライン等を変更又は削除する場合があります。

13 個人情報

本市が発信する情報については、個人情報保護に関する法律、南城市情報公開条例及び南城市個人情報保護条例に基づき、個人情報の漏えいがないよう適切に対処します。また、個

人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

14 その他

その他、このガイドラインの実施について必要な事項は、まちづくり推進課長が、別に定めることができることとします。